

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○永岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

まずは、井上大臣、大臣就任おめでとうございます。

今回、消費者庁ということですから、消費者庁は消費者行政のかじ取り役であります。かじ取り役として、消費者が主役となつて、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現のため、ぜひとも御尽力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

大臣は、十九日の所信的発言において、「現場である地方の消費者行政の充実強化に取り組まます。」というふうにおっしゃいました。しかし、現状の地方消費者行政は、後退と衰退という現状ではないかというふうに思っております。まず、十一月に公表された現況調査についてお

聞きをしてまいりたいというふうに思います。まず、消費生活相談員の配置についてお伺いをしてまいります。

消費者相談の最前線で相談やあつせん、啓発事業などを担っていただいているのが消費生活相談員の皆様です。

きょうは、お手元に配付資料も配らせていただきました。現況調査によると、ことしの消費生活相談員は前年より五十五人減っているわけです。その更に前年が四十五人減少していますので、合わせて二年間で百人減っているということがあります。

表になつているのをごらんいただいたら皆様もおわかりいただけるかと思えます。消費者庁から出ている、地方消費者行政の現況というところ、二枚目を見ていただいたら、実は、消費生活相談員の配置数も、令和二年度、二〇二〇年度を見たら、大体、二〇一一年から二〇一二年、平成二十三年から平成二十四年、これぐらいの人数に消費生活相談員の方が減少されているという、これは非常に危機的な状況ではないかというふうに思います。

特に、今コロナで、先ほどから他の委員からもありましたように、消費相談のニーズは非常に高まっていますね。さらに、ジャパンライフに象徴されるような、高齢者に対する預託商法や詐欺的商法もあります。若者への情報商材の販売など、消費者を守るニーズが本当にある、そしてその現場の最前線でやっていたら、この消費生活相談員の皆様の減少というのは、本当にこ

れは今、大丈夫なんだろうか、この相談に本当に対応できているのかと心配になります。

消費者庁として、この結果についての分析と対策、どうされるのか、お聞きしたいと思います。

○井上国務大臣 尾辻委員が御紹介いただいたとおり、令和二年度地方消費者行政の現況調査によりますと、全国の消費生活相談員の数は三千三百二十四人と、昨年比で五十五人減少し、二年連続の減少となっております。

減少の理由について自治体に聞き取りを行いましたところ、昨年同様、高齢化等を背景に、相談員の退職後、募集を行っていないにもかかわらず、適任者を採用できなかったとの回答が多くありました。

相談員の担い手不足は非常に重要な課題と認識しており、消費者庁では、今年度、消費生活相談員資格の取得を目指す方を支援する相談員担い手確保事業を開始し、また、令和三年度予算において、本事業を拡充するための要求も行ってまいります。

消費生活相談員のなり手をふやすことを通じ、自治体が必要な相談員を確保できるよう、引き続き消費者庁としても支援を行ってまいります。

○尾辻委員 今、高齢化、そしてなり手不足だということと適任者がいないんだということをおっしゃっております。担い手確保事業もされたということでもあります。

この担い手確保事業というのは、無料のオンライン消費生活相談員の養成講座をされていると。今年度であれば、八百人が受講されたというふう

に聞いております。

ただ、ちよつと、お手元の資料でいいますと、配付資料でいうと三ページ目になるんですけども、では、この消費生活相談員の担い手確保事業をされた、無料でそれもされているわけなんですけれども、この八百人の方々が消費生活相談員資格試験の受験申込みをされたのかということだと思いますと、実は、この受験者数というのは、日本産業協会さんと国民生活センターの方でされているわけですけども、私もきのう資料をいただきましたけれども、これで見ても、日本産業協会さんでも一〇%減少していたり、国民生活センターさんの方では二三%、これは台風が来たということもあって減ったというふうには聞いているんですけども、試験を受ける方の増加というふうにも結びついていないということになっておりまして、無料でやっているということは、有料でやっているというといった講座の人たちから見れば、ちよつと圧迫しているような部分もあるわけですけども、この事業の効果がちよつと今の段階で見えないということになっております。

この状況をどのように捉えておられるのか、大臣にお聞きいたします。

○井上国務大臣 今年度、授業料無料の試験対策講座の開催等を内容とする消費生活相談員担い手確保事業を初めて実施しております。

今年度の担い手確保事業には当初の想定を大きく上回る申込みがあったことから、この反省を生かして、来年度はより多くの方が参加し、就職できるよう、予算の増額を要求しているほか、今年

度の結果も踏まえて、事業内容についても必要な改善をしていきたいと思っております。

また、消費生活相談員の役割や重要性を広く知っていただくための広報用コンテンツとして、パンフレットと二種類の動画を作成し、さまざまな機会を通じて自治体に活用を呼びかけているところですが、来年度にかけても、積極的な広報を行って、相談員の認知度やプレゼンスの向上を図ってまいります。

こうした取組を粘り強く行うことで、委員おっしゃるような、消費生活相談員資格試験の受験者については消費生活相談員の増加につなげていきたいと思っております。

○尾辻委員 私は、やはり、何らかちよつとリンクづけをしていただきたいな、せつかくの無料講座を受けていただく方が受験されるような何か仕組みを設けていただかないとこれはつながっていないんじゃないかというふうに思いますので、こういった仕組みの構築などもぜひとも検討いただきたいというふうに思います。

今、消費生活相談員の方々の担い手不足の話をさせていただきましたが、そもその待遇改善ということがないと、いや、やりたいという方、やはりこれはふえないんじゃないかというのも大きな課題としてあります。

ことしから多くの方が会計年度任用職員という形で変わられたかと思いますが、その会計年度任用職員の方々、どういう待遇になったのかということについてお伺いしたいと思います。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

令和二年度地方消費者行政の現況調査の結果を見ますと、相談員の平均報酬額、一時間当たりの単価でございますけれども、これについては、基本給はおおむね横ばいでありましたが、ことし四月の会計年度任用職員制度の移行を背景にいたしまして、多くの自治体で賞与の支給が始まったということ、賞与を含めた平均報酬額全体としては改善をします結果となったところでございます。他方、昨年度で平均報酬額が減少した自治体が一割程度存在いたしましたほか、賞与込みでは増加となったものの基本給は減少となった自治体が一割程度存在するという状況でございます。

○尾辻委員 自治体によってかなり差ができていのか、特に、先ほどあったように、一割の方が平均報酬額が減少しているということがありまして、会計年度任用職員という形になったことで今までの所得がかなり減ったという方も、私、相談を受けたことがあります。これでは、消費生活相談員の資格を持った方が現場に来ていただけないということが起こると思います。

現状、消費生活相談員の正規職員というのは、わずかに二%、六十八人しかいらっしやなくて、ほとんどが非常勤、そして今回、会計年度任用職員へと変わっております。

これは、本当に専門職の待遇として会計年度任用職員でいいのか。任用ですから更新回数制限があるような自治体もあるようですし、私も、例えば、今求人が出ているような、消費生活相談員さんの求人、各自治体を見てみましたけれども、週四日、三十時間で月額十四万円という、今共働

きで働いている、そういう家庭から見ると、これではなかなか手を挙げにくいな、そういう待遇になつていないと思えます。

私は、やはり、この国家資格で専門性のある消費生活相談員は常勤職員化を目指す、こういう施策が必要ではないかと思えます。大臣、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 消費生活相談員の採用のあり方については、相談件数などそれぞれの自治体の状況に鑑みて、各自治体において検討されるものと承知しております。

承知はしておりますけれども、相談員の方々は地方消費者行政の最前線で大変重要な役割を担っていたいただいていることから、その能力や経験等に見合った処遇となるよう、引き続き、消費者庁としても、自治体の首長等への粘り強い働きかけを行うとともに、担い手をふやすためのさまざまな取組も行ってまいりたいと思えます。

○尾辻委員 まだちよつと現状について聞きたいんですが。

次。相談員が実はいない自治体がふえております。相談員がない自治体数、またこういった減少に対する今後の対策について、これも大臣にお聞きいたします。

○井上国務大臣 これも、令和二年度地方消費者行政の現況調査ですけれども、その調査によりまずと、消費生活相談員が配置されていない自治体の数は六百八十八となっております。

消費者庁としては、令和三年度予算要求において、相談員担い手確保事業を拡充するほか、地方

消費者行政強化交付金の対象事業に都道府県による市町村支援や市町村間連携による相談体制の強化を新たに盛り込みました。

こうした取組を通じて、消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられ、誰一人取り残されることがない体制の構築を図ってまいりたいと思えます。

○尾辻委員 今大臣申し上げていただいたとおり、相談員がない自治体は、二〇一九年度六百三十八から、六百八十八、五十自治体相談員がない自治体がふえているんですね。これは、全市町村千七百二十一のうち、もう四〇%が相談員がない自治体になつている。二年で八十五自治体もあるんですね。これで本当に地方消費者行政をやっているのか。

地方消費者行政の実は職員自身も減少をしております。これも現況調査の方にありますけれども、兼務職員、つまり、一人の職員がずっと消費者行政をやっているわけじゃないんですね。

ちよつと時間がないので私が紹介させていただきますけれども、実は、地方消費者行政職員も四十四人減少しています。都道府県や政令市、市町村ともに減少して、これは三年で八十六人減っているんです。先ほど言った七割の方が兼務職員、その兼務職員の半分が一〇%しか消費者行政の仕事をしていない。平均でも二二・九%なんです。これはどういうことか。

私はこれをずっとこの委員会でやってきました。一〇%しか仕事をしていない職員が予算をとれますか。自分の仕事ですから、これは予算をく

ださいと自治体の中で言えませんよ。平均二二%です。ということは、八割ほかの仕事をしているんです。消費者行政は大事ですと言えますか、自治体の中で。

こういう状況は、だからもう本当に自治体はどんどん業務を縮小しているんです。地方消費者行政をやらなくなつてきている。この衰退しているという危機感を持つていただかないと、先ほどから大臣がおっしゃっている、消費者がどこに住んでも質の高い相談、救済を受けられる、誰一人取り残されることのない体制の構築は、まさに現況調査で見る限り、絵に描いた餅になつてしまつているのではないかと私は本当に危機感を持つております。

この衰退の要因の一つは、二〇一八年に、地方消費者行政推進交付金を強化交付金に変更して、推進交付金としての予算が大幅に削減された、ここにあるんですね。いろいろな自治体から要望が消費者庁に上がつてきているので、もう皆さんも御承知だと思えます。強化交付金は使い勝手が悪いとか、二分の一の補助とかになつて、二分の一だともう自主財源ができないとか、自分たちの出している割合で三分の一になつたりとか、本当に自治体としては、これではどうにもできないんだということが出てくるわけです。

ですから、この三年間の交付金の出し方によつてこういう現状が生まれているんですから、交付金のあり方についても、やはり今回、抜本的に見直しをすべきときがやつてきていると思えます。大臣、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 強化交付金のメニューについて、これまでも若年者への消費者教育の推進や食品ロス削減の取組などに活用されてきましたけれども、自治体によって広く活用していただくということが重要だと思っております。必要な見直しを行っているところであります。

例えば、来年度の予算概算要求におきましては、都道府県による市町村支援や市町村連携による相談体制の強化のための事業を新たに追加したところであります。

いずれにせよ、強化交付金、このあり方について、引き続きその検討を進めてまいりたいと思っております。

○尾辻委員 これは、原因ははっきりしているんですよ。この推進交付金が強化交付金に変わったところで、やはり自治体からは、はしごを外された、もう消費者庁は信用できない、こういう声の中で、実際に自治体の職員は減り、消費生活相談員の方は減りというような状況が生まれております。これは危機感を持っていただきたいと本当に思っております。

私自身は、地方消費者行政、これを維持するためには、最低限の人件費は国庫負担金化ということもやはり考えていかなければ、これはほとんどこの衰退はとまらないんじゃないかというふうに思います。

今、本当に消費者庁は頑張らなきゃいけないとさだかと思えます。ことし一年、マスクがない、消毒液がない、手づくりマスクをつくってもゴムひもがない、体温計の値段が五倍になる、体温計の

電池がなくなる、トイレトーパーが品切れになる。こういうことが起こったときに、今もいろいろな詐欺的な商品も出ています、そういったときに、やはり消費者庁は真ん中で頑張っていただかなきゃいけない。そして、その現場は地方消費者行政のところですから、そこに対してというのは、しっかりと現場が保てるような交付金のあり方、見直し、お願いしたいというふうに思います。ちよつと時間がありませんけれども、最後、ネット通販のことについても一つお聞きをしておきたいというふうに思います。

配付資料にもおつけをいたしました。ネット通販、今ふえております。ほかの委員からも質問がありました。

ネット販売、御承知のように、クーリングオフとか取消権、中途解約権等がありません。そして、多くの消費者は、そのことを知らないままインターネットなどでぼちつとクリックして注文されているという状況。その中でトラブルが発生していると思えます。

やはり、ネット販売というのが主力化していく中では、ネット販売においてもクーリングオフできるようなこういう仕組み、必要だと思えます。大臣、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 御指摘のとおり、特定商取引法において、通信販売にはクーリングオフ制度がないということ、これまで、こういったクーリングオフ制度がないことを踏まえて、消費者に対して、インターネット通販を行う際には契約内容をよく確認することなどの注意喚起も行っており

ます。

引き続きこういった取組を進めてまいりたいと思えます。

○尾辻委員 恐らく、次の国会で特商法、預託法の改正が出てくるんだと思います。デジタルプラットフォームの検討もされています。こういったものは必須でありますので、しっかりと規制できるように改正法を出していただきたいと思えますし、預託法に関しては、預託商法全面禁止ということが出ていますので、こういった法案が出てきて私たちが審議できることを強く要望しておきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。